

北朝鮮による核実験の可能性を受けた対応

2016年9月9日 外務省

1. 北朝鮮に対する抗議

直ちに北京の「大使館」ルートを通じて、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難。

2. 国連安保理における対応

今回の北朝鮮による核実験の実施は、安保理決議第2270号をはじめとする累次の安保理決議に明白に違反。

→国連安保理における緊急会合の開催に向け調整を開始。

(参考)2016年3月2日(ニューヨーク時間) 安保理決議第2270号(関連部分抜粋)

2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとの決定を再確認するとともに、北朝鮮がこれらの義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

3. 対北朝鮮措置

本年1月の核実験(4回目)、度重なる弾道ミサイル発射等を踏まえ、関連する安保理決議に基づく措置に加え、我が国独自の措置を実施。

→現行の措置を厳格に実施するとともに、中国を含む関係国に対し、関連する安保理決議の厳格な履行を働きかけ。

【参考】北朝鮮による過去の核実験実施

2006年10月9日 →安保理決議第1718号(同年10月14日採択)

2009年5月25日 →安保理決議第1874号(同年6月12日採択)

2013年2月12日 →安保理決議第2094号(同年3月7日採択)

2016年1月6日 →安保理決議第2270号(同年3月2日採択)